

○特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示 新旧対照条文
 一 特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和五十年労働省告示第七十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>特定化学物質障害予防規則第七条第一項第五号（第三十八条の十六第二項、第三十八条の十七第二項及び第三十八条の十八第二項において準用する場合を含む。）及び第五十条第一項第七号へ（第五十条の二第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める性能を次のとおりとする。</p> <p>一 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号3、6若しくは7に係るもの、同表第二号1から3まで、4から7まで、9から11まで、13から18まで、19、19の4から22まで、23から25まで、27から31の2まで、33若しくは34から36までに掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則別表第一号から第三号まで、第四号から第七号まで、第九号から第十一号まで、第十三号から第十八号まで、第十九号、第十九号の四から第二十二号まで、第二十三号から第二十五号まで、第二十七号から第三十一号の二まで、第三十三号若しくは第三十四号から第三十六号までに掲げる物又は一・四―ジクロロ―ニ―ブテン若しくは一・四―ジクロロ―ニ―ブテンを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物のガス、蒸気又は粉じんが発散する作業場に設ける局所排気装置にあつては、そのフードの外側における令別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物、同表第二号1から3まで、4から7まで、9から11まで、13から18まで、19、19の4から22まで、23から25まで、27から31の2まで、33若しくは34から36までに掲げる物又は一・四―ジクロロ―ニ―ブテンの濃度が、次の表の上欄に掲げる物の種類に</p> | <p>特定化学物質障害予防規則第七条第一項第五号（第三十八条の十六第二項、第三十八条の十七第二項及び第三十八条の十八第二項において準用する場合を含む。）及び第五十条第一項第七号へ（第五十条の二第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める性能を次のとおりとする。</p> <p>一 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号3、6若しくは7に係るもの、同表第二号1から3まで、4から7まで、9から11まで、13から18まで、19の3から25まで、27から28まで、30から31の2まで若しくは33から36までに掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則別表第一号から第三号まで、第四号から第七号まで、第九号から第十一号まで、第十三号から第十八号まで、第十九号の三から第二十五号まで、第二十七号から第二十八号まで、第三十号から第三十一号の二まで若しくは第三十三号から第三十六号までに掲げる物又は一・四―ジクロロ―ニ―ブテン若しくは一・四―ジクロロ―ニ―ブテンを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物のガス、蒸気又は粉じんが発散する作業場に設ける局所排気装置にあつては、そのフードの外側における令別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物、同表第二号1から3まで、4から7まで、9から11まで、13から18まで、19の3から25まで、27から28まで、30から31の2まで若しくは33から36までに掲げる物又は一・四―ジクロロ―ニ―ブテンの濃度が、次の表の上欄に掲げる物の種類に</p> |

じ、それぞれ同表の下欄に定める値を超えないものとする。こと。

| 物の種類 | 値 |
|-------------------------------------|----------------------|
| (略) | (略) |
| アクリルアミド | ○・一ミリグラム |
| (略) | (略) |
| アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。) | 水銀として○・○一ミリグラム |
| (略) | (略) |
| カドミウム及びその化合物 | カドミウムとして○・○五ミリグラム |
| (略) | (略) |
| コールタール | ベンゼン可溶性成分として○・二ミリグラム |
| (略) | (略) |
| シアン化ナトリウム | (略) |
| 三・三'ジクロロ一四・四'ジアミノジフェニルメタン | ○・○○五ミリグラム |
| 一・四ジクロロ一ニブテン | (略) |
| ジメチル一ニ・ニジクロロビニルホスフェイト(別名DDVP) | ○・一ミリグラム |
| 一・一ジメチルヒドラジン | (略) |
| (略) | (略) |
| 弗化水素 | (略) |
| ベータープロピオラクトン | ○・五立法センチメートル |

いものとする。こと。

| 物の種類 | 値 |
|-------------------------------------|-----------|
| (略) | (略) |
| アクリルアミド | ○・三ミリグラム |
| (略) | (略) |
| アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。) | ○・○一ミリグラム |
| (略) | (略) |
| カドミウム及びその化合物 | ○・○五ミリグラム |
| (略) | (略) |
| コールタール | ○・二ミリグラム |
| (略) | (略) |
| シアン化ナトリウム | (略) |
| (新設) | (略) |
| 一・四ジクロロ一ニブテン | (略) |
| (新設) | (略) |
| 一・一ジメチルヒドラジン | (略) |
| (略) | (略) |
| 弗化水素 | (略) |
| (新設) | (略) |

| | |
|------|------------------------------|
| ベンゼン | (略) |
| (略) | ペンタクロルフエノール（別名PCP）及びそのナトリウム塩 |
| | ○・五ミリグラム |

二 令別表第三第一号1、2、4若しくは5に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号1、2、4若しくは5に係るもの、同表第二号3の2、8、12、26若しくは32に掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則別表第一第三号の二、第八号、第十二号、第二十六号若しくは第三十二号に掲げる物又は一・三―ブタジエン若しくは一・三―ブタジエンを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物若しくは硫酸ジエチル若しくは硫酸ジエチルを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物のガス、蒸気又は粉じんが発散する作業場に設ける局所排気装置にあつては、次の表の上欄に掲げる物の状態に応じ、それぞれ同表の下欄に定める制御風速を出し得ること。

(略)

| | |
|------|------------------------------|
| ベンゼン | (略) |
| (略) | ペンタクロルフエノール（別名PCP）及びそのナトリウム塩 |
| | ○・五ミリグラム |

二 令別表第三第一号1、2、4若しくは5に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号1、2、4若しくは5に係るもの、同表第二号3の2、8、12、19、26、29若しくは32に掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則別表第一第三号の二、第八号、第十二号、第十九号、第二十六号、第二十九号若しくは第三十二号に掲げる物又は一・三―ブタジエン若しくは一・三―ブタジエンを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物若しくは硫酸ジエチル若しくは硫酸ジエチルを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物のガス、蒸気又は粉じんが発散する作業場に設ける局所排気装置にあつては、次の表の上欄に掲げる物の状態に応じ、それぞれ同表の下欄に定める制御風速を出し得ること。

(略)

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>第九条 電離放射線障害防止規則第五十三条第二号、第二号の二又は第三号に掲げる作業場における空気中の放射性物質の濃度の測定は、次の方法によらなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（特定化学物質の濃度の測定）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、空气中の次に掲げる物の濃度の測定は、検知管方式による測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法によることができる。ただし、空气中の次の各号のいずれかに掲げる物の濃度を測定する場合において、当該物以外の物が測定値に影響を及ぼすおそれのあるときは、この限りでない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 クロロホルム</p> <p>六（略）</p> <p>七 四塩化炭素</p> <p>八 スチレン</p> <p>九 テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）</p> <p>十 トリクロロエチレン</p> <p>十一～十四（略）</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる物又は令別表第三第二号3の3、18の3、18の4、19の2、19の3、22の3若しくは33の2（前項第五号又は第七号から第十号までに掲げる物の</p> | <p>第九条 電離放射線障害防止規則第五十三条第二号又は第三号に掲げる作業場における空気中の放射性物質の濃度の測定は、次の方法によらなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（特定化学物質の濃度の測定）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、空气中の次に掲げる物の濃度の測定は、検知管方式による測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法によることができる。ただし、空气中の次の各号のいずれかに掲げる物の濃度を測定する場合において、当該物以外の物が測定値に影響を及ぼすおそれのあるときは、この限りでない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>六（新設）</p> <p>六～九（略）</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる物について、特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号。第十三条において「特化則」という。）第三十六条の二第一項の規定に</p> |

いずれかを主成分とする混合物として製造され、又は取り扱われる場合に限る。) について、特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号。第十三条において「特化則」という。)第三十六条の二第一項の規定による測定結果の評価が二年以上行われ、その間、当該評価の結果、第一管理区分に区分されることが継続した単位作業場所については、当該単位作業場所に係る事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長(以下「所轄労働基準監督署長」という。)の許可を受けた場合には、当該特定化学物質の濃度の測定は、検知管方式による測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法によることができる。この場合において、当該単位作業場所における一以上の測定点において第一項に掲げる方法を同時に行うものとする。

4 5 8 (略)

(有機溶剤等の濃度の測定)

第十三条 令第二十一条第十号の屋内作業場(同条第七号の作業場(特化則第三十六条の五の作業場に限る。)を含む。)における空气中の令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤(特化則第三十六条の五において準用する有機溶剤中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十六号。以下この条において「有機則」という。)第二十八条第二項の規定による測定を行う場合にあつては、特化則第二条第三号の二に規定する特別有機溶剤(以下この条において「特別有機溶剤」という。)を含む。)の濃度の測定は、別表第二(特別有機溶剤にあつては、別表第一)の上欄に掲げる物の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、空气中の次に掲げる物(特化則第三十六条の五において準用する有機則第二十八条第二項の規定によ

る測定結果の評価が二年以上行われ、その間、当該評価の結果、第一管理区分に区分されることが継続した単位作業場所については、当該単位作業場所に係る事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長(以下「所轄労働基準監督署長」という。)の許可を受けた場合には、当該特定化学物質の濃度の測定は、検知管方式による測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法によることができる。この場合において、当該単位作業場所における一以上の測定点において第一項に掲げる方法を同時に行うものとする。

4 5 8 (略)

(有機溶剤の濃度の測定)

第十三条 令第二十一条第十号の屋内作業場(同条第七号の作業場(特化則第三十六条の五の作業場に限る。)を含む。)における空气中の令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤の濃度の測定は、別表第二の上欄に掲げる物の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、空气中の次に掲げる物の濃度の測定は、検知管方式による測定機器又はこれと同等以上の性能を有す

る測定を行う場合にあつては、第十条第二項第五号又は第七号から第十号までに掲げる物を含む。)の濃度の測定は、検知管方式による測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法によることができる。ただし、空気中の次の各号のいずれかに掲げる物(特化則第三十六条の五において準用する有機則第二十八条第二項の規定による測定を行う場合にあつては、第十条第二項第五号又は第七号から第十号までに掲げる物のいずれかを含む。)の濃度を測定する場合において、当該物以外の物が測定値に影響を及ぼすおそれのあるときは、この限りでない。

一〇七 (略)

(削る)

八〇十一 (略)

(削る)

十二〇十四 (略)

(削る)

(削る)

十五 (略)

(削る)

十六〇十九 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる物(特別有機溶剤(令別表第三第二号3の3、18の3、18の4、19の2、19の3、22の3又は33の2に掲げる物にあつては、前項各号又は第十条第二項第五号若しくは第七号から第十号までに掲げる物を主成分とする混合物として製造され、又は取り扱われる場合に限る。以下この条において同じ。)を含み、令別表第六の二第二号、第六号から第十号まで、第十七号、第二十号から第二十二号まで、第二十四号、第三十四号、第三十九号、第四十号、第四十二号、第四十四号、第四十五号及び第四十七号に掲げる物にあつては、前項各号又は第十条第二項第五号若しくは第七号から第十号までに掲げる物を主成分とする混合物

る測定機器を用いる方法によることができる。ただし、空気中の次の各号のいずれかに掲げる物の濃度を測定する場合において、当該物以外の物が測定値に影響を及ぼすおそれのあるときは、この限りでない。

一〇七 (略)

八 クロホルム

九〇十二 (略)

十三 四塩化炭素

十四〇十六 (略)

十七 スチレン

十八 テトラクロルエチレン(別名パークロルエチレン)

十九 (略)

二十 トリクロルエチレン

二十一〇二十四 (略)

3 前二項の規定(エチルベンゼン及び一・二ジクロロプロパンにあつては、第十条第一項の規定)にかかわらず、令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる物(第二号、第六号から第十号まで、第十七号、第二十号から第二十二号まで、第二十四号、第二十六号、第二十七号、第二十九号、第三十二号、第三十四号、第三十九号、第四十号、第四十二号から第四十五号まで及び第四十七号に掲げる物にあつては、前項各号に掲げる物を主成分とする混合物として製造され、又は取り扱われる場合に限る。以下「有機溶剤」という。)については、前項各号に掲げる物(エチルベンゼン及び一・二ジクロロプロパン(前項各号に掲げる物を主成分とする混合物として製造され、又は取り扱われる場合に限る。))を含む。以下「有機溶剤」という。)について有機

として製造され、又は取り扱われる場合に限る。)を含む。以下この条において「有機溶剤」という。)について有機則第二十八条の二第一項(特化則第三十六条の五において準用する場合を含む。)の規定による測定結果の評価が二年以上行われ、その間、当該評価の結果、第一管理区分に区分されることが継続した単位作業場所については、所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合には、当該有機溶剤の濃度の測定(特別有機溶剤にあつては、特化則第三十六条の五において準用する有機則第二十八条第二項の規定に基づき行うものに限る。)は、検知管方式による測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法によることができる。この場合において、当該単位作業場所における以上の測定点において第一項に掲げる方法(特別有機溶剤にあつては、第十条第一項に掲げる方法)を同時に行うものとする。

4 第二条第一項第一号から第三号までの規定は、前三項に規定する測定について準用する。この場合において、同条第一項第一号、第一号の二及び第二号の二中「土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん」とあるのは「令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤(特別有機溶剤を含む。)」と、同項第三号ただし書中「相対濃度指示方法」とあるのは「直接捕集方法又は検知管方式による測定機器若しくはこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法」と読み替えるものとする。

5 (略)

別表第一(第十条関係)

| 物の種類 | 試料採取方法 | 分析方法 |
|------------------|----------|--------|
| クロム酸及びその塩 (略) | (略) | |
| クロロホルム | 液体捕集方法、固 | 液体捕集方法 |

溶剤中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十六号)第二十八条の二第一項(特化則第三十六条の五において準用する場合を含む。)の規定による測定結果の評価が二年以上行われ、その間、当該評価の結果、第一管理区分に区分されることが継続した単位作業場所については、所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合には、当該有機溶剤の濃度の測定(エチルベンゼン及び一・二・ジクロロプロパンにあつては、特化則第三十六条の五において準用する有機溶剤中毒予防規則第二十八条第二項の規定に基づき行うものに限る。)は、検知管方式による測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法によることができる。この場合において、当該単位作業場所における以上の測定点において第一項に掲げる方法(エチルベンゼン及び一・二・ジクロロプロパンにあつては、第十条第一項に掲げる方法)を同時に行うものとする。

4 第二条第一項第一号から第三号までの規定は、前三項に規定する測定について準用する。この場合において、同条第一項第一号、第一号の二及び第二号の二中「土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん」とあるのは「令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤(エチルベンゼン及び一・二・ジクロロプロパンを含む。)」と、同項第三号ただし書中「相対濃度指示方法」とあるのは「直接捕集方法又は検知管方式による測定機器若しくはこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法」と読み替えるものとする。

5 (略)

別表第一(第十条関係)

| 物の種類 | 試料採取方法 | 分析方法 |
|-------------------|--------|------|
| クロム酸及びその塩 (略) | (略) | |
| クロム酸及びその塩 (新設) | (略) | |

| | | | | | | |
|------------------------|-----|-------|------------------|--------------------------|--------------------------|---|
| 三・三、一ジクロロ 一四・四、一ジアミ | (略) | 四塩化炭素 | シアン化ナトリウム (略) | クロロメチルメチル エーテル (略) | 体捕集方法又は直 接捕集方法 (略) | にあつては、吸 光光度分析方法 二 固体捕集方法 又は直接捕集方 法にあつては、 ガスクロマトグ ラフ分析方法 |
| | | | | | | |

| | | | | | | |
|------------------------|-----|-------------------|------------------|--------------------------|--|--|
| 三・三、一ジクロロ 一四・四、一ジアミ | (略) | シアン化ナトリウム (新設) | シアン化ナトリウム (略) | クロロメチルメチル エーテル (略) | | |
| | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|-----|--------------|--------------------|------------------------------|-----|-----------------------|------|--|--|--|--|--|--|-----------|-----------|
| ノジフェニルメタン | (略) | 一・二—ジクロロプロパン | ジクロロメタン(別名二塩化メチレン) | ジメチル—二—ジクロロビニルホスフェイト(別名DDVP) | (略) | 水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く。) | スチレン | | | 一・一・二・二—テトラクロロエタン(別名四塩化アセチレン) | | | | | テトラクロロエチレ |
| | | 固体捕集方法 | 固体捕集方法又は直接捕集方法 | 固体捕集方法 | | (略) | | 液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法 | | 液体捕集方法又は固体捕集方法 | | | | 固体捕集方法又は | |
| | (略) | ガスクロマトグラフ分析 | ガスクロマトグラフ分析 | ガスクロマトグラフ分析 | | | | 一 液体捕集方法にあつては、吸光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析 | | 一 液体捕集方法にあつては、吸光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析 | | | | ガスクロマトグラフ | |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|-----|--------------|----------------|-----|-----|-----------------------|-----|--|--|------|--|--|--|--|------|
| ノジフェニルメタン | (略) | 一・二—ジクロロプロパン | 固体捕集方法又は直接捕集方法 | (略) | (略) | 水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く。) | (略) | | | (新設) | | | | | (新設) |
|-----------|-----|--------------|----------------|-----|-----|-----------------------|-----|--|--|------|--|--|--|--|------|

| 別表第二（第十三条関係） | | |
|--|-----------------------|--|
| 物の種類 | 試料採取方法 | 分析方法 |
| 沃化メチル (略) | (略) | 一 液体捕集方法 にあつては、吸光度分析方法 |
| | | 二 固体捕集方法 又は直接捕集方法 にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法 |
| マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。） メチルイソブチルケトン (略) | (略) | 液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法 |
| トリレンジイソシアネート (略) | (略) | 一 液体捕集方法 にあつては、吸光度分析方法 二 固体捕集方法 又は直接捕集方法 にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法 |
| ン（別名パークロールエチレン） | 直接捕集方法 | フ分析方法 |
| トリクロロエチレン | 液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法 | 一 液体捕集方法 にあつては、吸光度分析方法 二 固体捕集方法 又は直接捕集方法 にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法 |

| 別表第二（第十三条関係） | | |
|------------------------------------|--------|------|
| 物の種類 | 試料採取方法 | 分析方法 |
| 沃化メチル (略) | (略) | |
| マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。） (新設) | (略) | |
| トリレンジイソシアネート (略) | (略) | |
| (新設) | | |

| | | | |
|------------------------|------------------------|------------------------|-------------|
| <p>(略)</p> <p>(削る)</p> | <p>(略)</p> <p>(削る)</p> | <p>(略)</p> <p>(削る)</p> | <p>(削る)</p> |
|------------------------|------------------------|------------------------|-------------|

| | | | |
|--|---|---|---|
| <p>(略)</p> <p>クロロホルム</p> <p>液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法</p> <p>一 液体捕集方法 にあつては、吸光度分析方法</p> <p>二 固体捕集方法 又は直接捕集方法 にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法</p> | <p>(略)</p> <p>四塩化炭素</p> <p>液体捕集方法又は固体捕集方法</p> <p>一 液体捕集方法 にあつては、吸光度分析方法</p> <p>二 固体捕集方法 にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法</p> | <p>(略)</p> <p>一・四―ジオキサン</p> <p>固体捕集方法又は直接捕集方法</p> <p>一 液体捕集方法 又は直接捕集方法</p> <p>二 ガスクロマトグラフ分析方法</p> | <p>一・二―ジクロルエタン(別名二塩化エチレン)</p> <p>液体捕集方法又は直接捕集方法</p> <p>一 液体捕集方法 又は直接捕集方法</p> <p>二 固体捕集方法 又は直接捕集方法 にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法</p> |
|--|---|---|---|

| | | | |
|-----|------|-----|--|
| (略) | (削る) | (略) | |
|-----|------|-----|--|

| | | | |
|-----|--|-----|------------------------------|
| (略) | メチルインプチルケ トン | (略) | |
| | 液体捕集方法、固 体捕集方法又は直 接捕集方法 | | |
| | 一 液体捕集方法 にあつては、吸 光度分析方法 二 固体捕集方法 又は直接捕集方 法にあつては、 ガスクロマトグ ラフ分析方法 | | 法にあつては、 ガスクロマトグ ラフ分析方法 |

改 正 案

現 行

（測定結果の評価）

第二条（略）

2・3（略）

4 労働安全衛生法施行令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤（特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第三十六条の五において準用する有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）第二十八条の二第一項の規定による作業環境測定の結果の評価にあつては、特定化学物質障害予防規則第二条第一項第三号の二に規定する特別有機溶剤を含む。以下この項において同じ。）を二種類以上含有する混合物に係る単位作業場所にあつては、測定点ごとに、次の式により計算して得た換算値を当該測定点における測定値とみなして、第一項の区分を行うものとする。この場合において、管理濃度に相当する値は、一とするものとする。

別表（第二条関係）

| 物の種類 | 管理濃度 |
|----------------------------|--------|
| 一〇十一（略） | |
| 一〇二 クロロホルム | 三 ppm |
| 一〇三 四塩化炭素 | 五 ppm |
| 一〇四 ジオキサソ | 一〇 ppm |
| 一〇五 一・二―ジクロロエタン（別名二塩化エチレン） | 一〇 ppm |
| 一〇六（略） | |

（測定結果の評価）

第二条（略）

2・3（略）

4 労働安全衛生法施行令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤（特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第三十六条の五において準用する有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）第二十八条の二第一項の規定による作業環境測定の結果の評価にあつては、エチルベンゼン及び一・二―ジクロロプロパンを含む。以下この項において同じ。）を二種類以上含有する混合物に係る単位作業場所にあつては、測定点ごとに、次の式により計算して得た換算値を当該測定点における測定値とみなして、第一項の区分を行うものとする。この場合において、管理濃度に相当する値は、一とするものとする。

別表（第二条関係）

| 物の種類 | 管理濃度 |
|-----------|-------|
| 一〇十一（略） | |
| （新設） | |
| 一〇三 四塩化炭素 | 五 ppm |
| （新設） | |
| （新設） | |
| （新設） | |
| 一〇六（略） | |

| | |
|-------------|--|
| (削る) | |
| 六十・六十一 (略) | |
| (削る) | |
| 六十二〜六十七 (略) | |
| (削る) | |
| 六十八〜七十一 (略) | |
| 備考 (略) | |

| | |
|------------------------------|--------|
| ルエタン (別名四塩化アセチレン) | |
| 六十七 テトラクロルエチレン (別名パークロルエチレン) | 五〇 ppm |
| 六十八・六十九 (略) | |
| 七十 トリクロルエチレン | 一〇 ppm |
| 七十一〜七十六 (略) | |
| 七十七 メチルイソブチルケトン | 二〇 ppm |
| 七十八〜八十一 (略) | |
| 備考 (略) | |

四 特定化学物質障害予防規則第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件（平成十五年厚生労働省告示第三百七十八号）

（傍線の部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>特定化学物質障害予防規則（以下「特化則」という。）第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 特化則第三条、第四条第三項又は第五条第一項の規定により設ける局所排気装置（同令第三条第一項ただし書の局所排気装置を含む。）にあつては、次に定めるところによること。</p> <p>イ 特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和五十年労働省告示第七十五号。以下「性能告示」という。）第一号に規定する局所排気装置にあつては、そのフードの外側における労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物、同表第二号1から3まで、4から7まで、9から11まで、13から18まで、19、19の4から22まで、23から25まで、27から31の2まで、33若しくは34から36までに掲げる物又は一・四―ジクロロ―ニ―ブテン若しくは一・四―ジクロロ―ニ―ブテンを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物の濃度が、性能告示第一号の表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値を常態として超えないように稼働させること。</p> <p>ロ（略）</p> <p>二（略）</p> | <p>特定化学物質障害予防規則（以下「特化則」という。）第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 特化則第三条、第四条第三項又は第五条第一項の規定により設ける局所排気装置（同令第三条第一項ただし書の局所排気装置を含む。）にあつては、次に定めるところによること。</p> <p>イ 特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和五十年労働省告示第七十五号。以下「性能告示」という。）第一号に規定する局所排気装置にあつては、そのフードの外側における労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物、同表第二号1から3まで、4から7まで、9から11まで、13から18まで、19の3から25まで、27から28まで、30から31の2まで若しくは33から36までに掲げる物又は一・四―ジクロロ―ニ―ブテン若しくは一・四―ジクロロ―ニ―ブテンを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物の濃度が、性能告示第一号の表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値を常態として超えないように稼働させること。</p> <p>ロ（略）</p> <p>二（略）</p> |